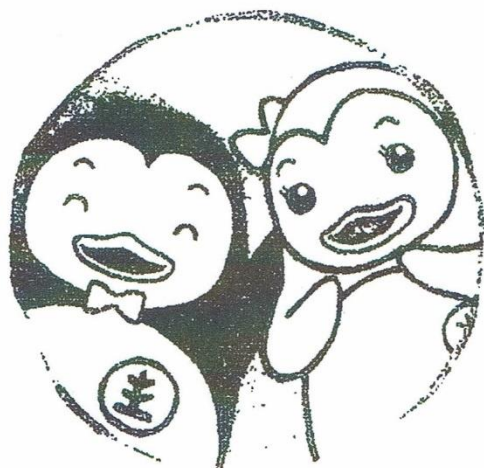


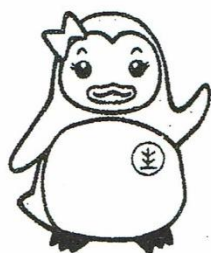
第72回“社会を明るくする運動”江ノ口推進委員会
令和4年度 総会 資料



令和4年6月23日(木)午後6時～
高知市保健福祉センター3階
高知市塩田町 18-10 電話 088-823-9111

総会次第

- | | |
|-------------------------------------|----------------------------|
| 1. 開会 | 司会・理事 矢間 慎一 |
| 2. 委員長挨拶 | 委員長代行 松田 誠祐 |
| 3. 来賓者の紹介 | 司会・理事 矢間 慎一 |
| 4. 高知保護観察所所長挨拶
“社会を明るくする運動”とは | 所長 別木 寛
2 p. |
| 5. 報告事項
役員の一部交代(3ページ) | 司会・理事 矢間 慎一
委員長代行 松田 誠祐 |
| 6. 審議事項
議長は、会則第 10 条により委員長が行います。 | 司会・理事 矢間 慎一 |
| 1号議案 令和 3 年度事業報告 | 4 p. |
| 2号議案 令和 3 年度収支決算及び監査報告の件 | 5 p. |
| 3号議案 令和 4 年度事業計画(案) | 6 p. |
| 4号議案 令和4年度予算(案)の件 | 7 p. |
| 5号議案 会則の一部改正 | 8 p. |
| 7. その他 | 司会・理事 矢間 慎一 |
| 8. 閉会 | 司会・理事 矢間 慎一 |



“社会を明るくする運動”とは

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

実施要領

中央推進委員会より

1 この運動の趣旨

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。

2 この運動が目指すこと

(目標1) 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと

(目標2) 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

3 この運動において力を入れて取り組むこと

- (1) 犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや更生保護の活動について、デジタルツールも活用するなどして、広く周知し、理解を深めてもらうための取組
- (2) 犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取組
- (3) 保護司、更生保護女性会会員、BBS 会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組
- (4) 民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療、福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組
- (5) 犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組

明るい社会を築こうと、法務省が主唱し、県・市等行政機関の呼びかけで、この趣旨に賛同した機関・団体が“社会を明るくする運動”推進委員会を立ち上げました。

社会を明るくする運動江ノ口推進委員会を構成する機関・団体

社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会・青少年育成協議会・地域安全推進協議会・交通安全会議・交通安全協会・保護司会・更生保護女性会・高知保護司江ノ口 OB 会・公民館・町内会連合会・人権啓発推進委員会・暴力追放推進協議会など、管内の学校・幼稚園・保育所・警察・保護観察所・少年鑑別所・補導センター等官公庁で“社会を明るくする運動”江ノ口推進委員会を構成し、この運動の実施と推進を図っています。

また、管内の町内会・商店街・量販店・病院・旅館・ホテル・銀行・郵便局・保険会社・公益社団法人高知法人会などに協賛を呼び掛けています。

役員の一部交代

“社会を明るくする運動”江ノ口推進委員会役員(令和3~4年度)

No.	役名	氏名	所属団体
1	委員長	高橋尚良	江ノ口社会福祉協議会
2	委員長代行	松田誠祐	江ノ口社会福祉協議会
3	副委員長	橋田時美	保護司会江ノ口分区
4	〃	島元健三	江ノ口東社会福祉協議会
5	〃	下田 勇	江ノ口西民生委員児童委員協議会
6	〃	山本哲也	江ノ口東民生委員児童委員協議会
7	事務局	片岡敬方	保護司会江ノ口分区
8	〃	中西克子	保護司会江ノ口分区
9	会計	伊藤京子	保護司会江ノ口分区
10	監事	山崎一則	江ノ口社会福祉協議会
11	〃	野村ひとみ	江ノ口社会福祉協議会
12	理事	山本征世	江ノ口分区更生保護女性会
13	〃	本田スマ子	高知保護司江ノ口OB会
14	〃	岡林 速	交通安全協会江ノ口分会
15	〃	藤本忠嗣	一ツ橋小学校区交通安全会議
16	〃	岡部千恵子	江ノ口小学校区交通安全会議
17	〃	野瀬總一	江陽小学校区交通安全会議
18	〃	大谷 清	一ツ橋小学校区青少年育成協議会
19	〃	門田浩人	江ノ口小学校区青少年育成協議会
20	〃	竹埜誠一	江陽小学校区青少年育成協議会
21	〃	大谷俊彦	城東中学校校長
22	〃	溝渕隆彦	愛宕中学校校長
23	〃	賀田義幸	江ノ口地区地域安全推進協議会
24	〃	岡村康良	江ノ口暴力追放推進会議
25	〃	伊藤篤雄	江ノ口地区公民館運営委員長
26	〃	島田和宏	一ツ橋地区町内会連合会
27	〃	森川直只	江陽地区町内会連合会
28	〃	矢間慎一	江ノ口地区人権啓発推進委員会

社明運動江ノ口推進委員会管内の町名

一ツ橋校区	宝町・幸町・伊勢崎町・吉田町・愛宕町3丁目・4丁目・小津町
江ノ口校区	相模町・愛宕町1~3丁目・和泉町・昭和町・新本町1丁目 中水道・栄田町・入明町・洞ヶ島・寿町・大川筋1・2丁目
江陽校区	塩田町・新本町2丁目・比島町1~4丁目・北本町1~4丁目 駅前町・相生町・江陽町・栄田町3丁目・金田町

第1号議案

令和3年度事業報告書

令和3年度はコロナ禍のため、多くの事業が中止となっております。さらに、高橋委員長が体調不良のため、実施事業の正確な引継ぎができませんでした。従いまして、記録に残っているもののみ報告致します。

令和3年4月17日 打ち合わせ(高橋・橋田・原)

4月20日 令和3年度会計監査

5月8日 打ち合わせ(高橋・橋田・原)

5月21日 役員会

6月3日 パネル70枚購入

6月5日 打ち合わせ

(1) 広報車による広報活動(中止)

(2) 啓発標語パネル70枚の掲示(実施)

保護司・更生保護女性会員・民生委員児童委員協議会員宅の塀などに掲示

(3) 強調月間中横断幕・のぼり旗を掲揚(実施)

(4) “社会を明るくする運動”ポスターの掲示(実施)

(5) 小学校主催の夏祭り(中止)

第71回“社会を明るくする運動”推進委員会の実施する行事

第71回“社会を明るくする運動”高知市推進委員会(中止)

第71回“社会を明るくする運動”江ノ口推進委員会・総会(6月18日書面議決書)

“社会を明るくする運動”横断幕・のぼり旗の設置(実施)

第71回“社会を明るくする運動”高知県総決起大会(中止)

江ノ口地区地域安全推進協議会・夜間巡回補導(中止)

第30回高知保護区中学生弁論大会(中止)

令和4年3月22日 打ち合わせ(松田・橋田・本田・片岡・中西)

第2号議案

令和3年度収支決算書
(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

収入の部 (単位:円)

項目	予算額	決算額	差異	摘要
1. 協力費	250,000	150,000	100,000	江ノ口社協 70,000 江ノ口東社協 50,000 江ノ口保護司会 20,000 江ノ口更生保護女性会 10,000
2. 預金利息	1	2	▲ 1	
3. 前期繰越	227,193	227,193	0	
合計	477,194	377,195	99,999	

支出の部 (単位:円)

項目	予算額	決算額	差異	摘要
1. 会議費	8,000	0	8,000	
2. 事務費	30,000	12,316	17,684	ハガキ等
3. 事業費	261,000	21,000	240,000	
① パネル	21,000	21,000	0	
② 広報活動	90,000	0	90,000	
③ 活動集合	150,000	0	150,000	
④ 製作費	0	0	0	
4. 予備費	178,194	0	178,194	
合計	477,194	33,316	443,878	


収入合計	377,195
支出合計	33,316
差引残高	343,879


	次年度繰越金	343,879
R4/03/31	預金通帳残高	343,879
R4/03/31	現金	0

監査報告

本決算書に基づき関係書類・帳簿・その他につき監査の結果、正確なることを認めます。

令和4年 4月 30日

監事 野村 ひこみ 

監事 山崎 一則 

第3号議案

令和4年度事業計画(案)

4月30日(土) 令和3年度“社会を明るくする運動”江ノ口推進委員会会計監査
5月17日(水) 打ち合わせ(松田・橋田)
5月27日(金) 役員会
6月23日(木) 第72回“社会を明るくする運動”江ノ口推進委員会総会(18:00～
高知市保健福祉センター)

“社会を明るくする運動”江ノ口推進委員会のテーマ

「挨拶ができる明るい街」

この運動の目標を地域住民に浸透伝達のため強調月間の7月に下記の行事を実施し、機関・民間団体関係者等との連携のもとに取り組むことを重点事項とする。

1. 地域の安全活動(実施)

高知中央地区地域安全会員の車「自主防犯パトロール許可車」(青色回転灯車証明書付)による巡回

2. 啓発標語パネル70枚の掲示(6月25日)

保護司・更生保護女性会員・民生委員児童委員協議会員宅の塀などに掲示

3. 強調月間中横断幕・のぼり旗を掲揚(6月25日)

横断幕:高知署・高知県交通安全こどもセンター・江ノ口東公園

高知大学付属小・一ツ橋小・愛宕中・城東中 7箇所に設置

のぼり旗:江ノ口小・江陽小・太平洋学園 3箇所に設置

4. “社会を明るくする運動”ポスターの掲示

管内の協賛団体

5. 小学校の夏祭り

一ツ橋まつり実行委員会 :7月23日(土)16時～

江ノ口まつり実行委員会 :中止

フェスティバルこよう実行委員会 :実施予定

6. 総会等

第72回“社会を明るくする運動”高知市推進委員会(中止)

第72回“社会を明るくする運動”江ノ口推進委員会総会 6月23日18時～

第72回“社会を明るくする運動”高知県総決起大会(7月1日実施予定)

第31回高知保護区中学生弁論大会 高知保健福祉センター(未定)

市内公立中学校長と高知保護区保護司会との協議会(未定)

第4号議案

令和4年度収支予算書(案)
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

収入 523,881円
支出 523,881円

収入の部 (単位:円)

項目	予算額	前年度予算額	差異	摘要	
1.協力費	180,000	250,000	▲ 70,000	江ノ口社協	70,000
				江ノ口東社協	50,000
				江ノ口 保護司会	20,000
				江ノ口地区 公民館	10,000
				江ノ口更生保 護女性会	10,000
				(公・社) 高知法人会	10,000
				龍馬学園	10,000
				情報交換会	0
				2.預金利息	2
3.前期繰越	343,879	227,193	116,686		
合計	523,881	477,194	46,687		

支出の部 (単位:円)

項目	予算額	前年度予算額	差異	摘要	
1.会議費	8,000	8,000	0	役員会等	
2.事務費	30,000	30,000	0	往復はがき 事務用品等	
3.事業費	267,600	261,000	6,600		
	①パネル	49,000	21,000	28,000	パネル代 (700円×70枚)
	②広報活動	90,000	90,000	0	3小学校協賛金 10,000円×3 (江ノ口・江陽・ 一ツ橋) ・その他の活動
	③活動集会	80,000	150,000	▲ 70,000	配布用品
④製作費	48,600	0	48,600	幟旗 1,620円×30本	
4.予備費	218,281	178,194	40,087		
合計	523,881	477,194	46,687		

第5号議案

社会を明るくする運動江ノ口推進委員会会則一部改正案

(名称)

第一条 この会の名称は、社会を明るくする運動江ノ口推進委員会という。

(目的)

第二条 この会は、法務省主唱「社会を明るくする運動」の推進を図るため全ての市民が犯罪の予防と罪を犯した人たちの更生について理解を深めそれぞれの立場に於いて力を合わせ、犯罪のない明るい地域社会の実現を図ることを目的とする。

(事業)

第三条 この会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 毎年7月1日を「更生保護の日」とし、社会を明るくする運動月間にふさわしい事業を行う。
- (2) 更生保護、青少年非行防止健全育成に関する市民意識の向上を図る。
- (3) 地域の組織活動に対する支援。
- (4) その他、目的達成に必要な事業。

(組織)

第四条 この会は、保護司会・更生保護女性会・BBS会・社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会・青少年育成協議会及び、其の他各種団体をもって組織する。

(役員)

第五条 この会に次の役員を置く。

(1) 役員は会員の中から総会に於いて選任する。

(1) 役員は会員の中から役員会において選任し、総会に報告する。

委員長	1名
副委員長	若干名
理事	若干名
会計	1名
監事	2名
事務局	若干名

(任期)

第六条 役員の任期は2ヵ年とする。但し、再任を妨げない。

- (1) 欠員により補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第七条 委員長は会務を総括し、この会を代表する。

- (1) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長が代行する。
- (2) 理事は、この会の運営に参加し、事業推進にあたる。
- (3) 会計は、委員長の命を受け会計を処理する。
- (4) 監事は、この会の会計を監査する。

(顧問)

- 第八条 この会に顧問を置くことができる。
- (1)顧問は、理事会の承認を得て委員長が委嘱する。
 - (2)顧問は、会議に出て意見を述べる事ができる。

(会議)

- 第九条 この会の会議は、総会及び役員会とする。
- (1)総会は年一回行う。臨時総会は必要に応じ委員長が招集する。
 - (2)総会の協議事項は次の通りとする。
 - 1.会則の制定、改廃に関する事。
 - 2.事業計画及び事業報告、予算及び決算に関する事。
 - (3)役員会は、委員長が招集し、協議事項は、次の通りとする。
 - 1.総会への提出議案に関する事。
 - 2.事業報告に関する事。
 - 3.その他必要と認める事項。

(会議の運営)

- 第十条 各会議は、委員長が招集し、会議の議長には、委員長又は委員長が指名する者が当たる。

(事務局)

- 第十一条 この会の事務局は委員長宅に置く。

(経費)

- 第十二条 この会の運営に必要な経費は、補助金及び第二条に賛同する団体、個人からの寄付金及び、その他の収入をもって当てる。

(会計年度)

- 第十三条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

- 第十四条 この会則に定めるものの他必要な事項については、役員会に於いて協議して定める。

- (付則) この会則は、昭和62年6月25日から施行する。

平成12年6月23日一部改正

平成14年6月26日一部改正

平成21年6月19日一部改正

平成26年6月13日一部改正

令和4年6月23日 一部改正